

柔道部員の負傷事故を防げ 問われる部活の安全管理

顧問教諭らには、重篤な結果が生じ得ると予見し得たにもかかわらず漫然と試合に出場させた過失がある——裁判所

1 はじめに

今回は、本誌375号38頁の「柔道練習中の女生徒負傷損害賠償請求事件」(札幌地裁平成24年3月9日判決。以下「本判決」といいます。)を取り上げました。

本判決はY立高校2年生の女生徒(以下「X」といいます。)が、柔道部の夏期合宿における練習試合で、対戦相手に大外刈りを掛けられて頭部を強打して受傷し、重い後遺障害が残ったことについて、顧問教諭らと学校長の安全配慮義務を怠った過失の有無等が争点となった事案です。

2 事案の概要

(1) Xは、平成19年4月ころ、Yが設置する乙高校柔道部にマネージャーとして入部し、同年6月ころから選手として柔道部の部活動に参加するようになりました。Xは、平成20年5月に柔道部の練習中に頭部を畳に強打し、平成20年5月20日、母親である甲(以下「甲」といいます。)とともにA病院を訪れたところ、右後頭葉硬膜下血腫疑いと診断され、同日、T脳神経外科病院(以下「T病院」といいます。)を受診しました。T病院での精密検査の結果、Xには、急性硬膜下血腫及び脳挫傷が生じていることが判明しました(以下、この際の急性硬膜下血腫及び脳挫傷を「5月の頭部外傷」といいます。)。Xは、同月21日、柔道部顧問のC教諭に対し、「傷病名:急性硬膜下血腫、脳挫傷」、「約2週間の安静を要する」との記載がある診断書を提出しました(以下「本件診断書」といいます。))。

(2) Xは、同月24日ころ、柔道部の練習に復帰し、柔道部の選手として、平成20年5月27日、高

体連地区大会に、同年6月18日、高体連全道大会に、同年7月27日、国体道予選に、それぞれ出場しました。平成20年8月6日から同月8日にかけて、丙高校ほか複数の学校合同の夏期合宿(以下「本件合宿」といいます。)が行われ、Xはこれに参加しました。

なお、本件柔道部では、遠征や合宿の際には、親権者の承諾書を得て、C教諭又はD教諭に提出することとなっていました。Xは甲の承諾書を得ることなく本件合宿に参加しておりました。

(3) Xは、本件合宿中の平成20年8月8日午後2時ころ、Xと同程度の身長で有段者であった他校の柔道部員との練習試合(以下「本件練習試合」といいます。)を行い、対戦相手に大外刈りを掛けられて右後頭部を畳に強打しました。なお、本件練習試合中はXも対戦相手に技を掛けていますし、試合途中で審判から「待て。」の指示を受けており、Xと対戦相手との実力に大差があったわけではなく、偶々相手方が掛けた大外刈がタイミングよく決まったものでした。

その後、Xは、本件練習試合を観戦していたC教諭のところへ戻り、試合内容や頭を打ったことについて話をしているうちに倒れて意識を失ったことから、H病院へ救急搬送されて、急性硬膜下血腫と診断され、直ちに頭蓋内血腫除去手術及び減圧術の緊急手術を受けました(以下、Xが本件練習試合中に右後頭部を畳に強打し、急性硬膜下血腫を生じた事故を「本件事故」といいます。))。

なお、Xは、同日午前中、C教諭に対し、右肘に痛みがあると申し出ていました。また、C教諭は、本件練習試合前、Xに対し、「できるだけ粘ってこい。」との指導をしましたが、対戦を制止したり、対戦相手に対し特段の指示又は注意をしたりしていませんでした。

(4) Xは、本件事故発生後、平成21年6月30日ま

での326日間H病院に入院し、同日から平成23年3月31日まで、Y子ども総合医療・療育センターに入所し、その後は社会福祉法人K開設の施設に入所しています。Xには、本件事故後、遅くとも平成21年4月1日を症状固定日として、四肢不全麻痺及び高次脳機能障害等の後遺障害が残り、Xは、現在、排泄、食事及び移動等を独力で行うことができない状態にあります。

3 本件の争点

本件の争点は、①顧問教諭ら及び学校長の過失の有無、②生徒側の過失相殺、③損害の有無及び額、④損益相殺の可否ですが、紙面の関係上③及び④については本誌375号をご参照いただくこととして、本誌では争点①と②についてご紹介させていただきます。

4 当事者の主張

争点①に関する当事者の主張は、以下のとおりです。

(1) Xの主張

ア 本件顧問教諭らは、危険な武道、スポーツというべき柔道をする本件柔道部の顧問であるから、柔道部員の生命、身体の安全について万全を期すよう注意すべき安全配慮義務を負うのに、以下のとおり、これを怠った過失がある。また、学校長は、本件顧問教諭らに対し、その指導行為に過誤が生じないように適切な助言監督を行い、最低限、文部科学省発行の柔道指導の手引きを始めとする指導書等に準拠した指導を行うよう指導して、本件事故を回避する注意義務があったにもかかわらず、これを怠った過失がある。

イ (ア)本件柔道部において、初心者が受身の中

心とした練習をする期間はせいぜい1週間程度であり、その後、受身を十分に習得したか否かについて判断されることはなく、Xも受身の修得が十分にできていなかったこと、(イ)実際、Xは、首の筋力が弱かったこともあり、乱取りの練習の際に、受身をしても頭部を畳にぶつけてしまうことが多かったこと、(ウ)Xが本件柔道部の練習中に5月の頭部外傷を生じていること及び(エ)Xの本件事故当時の柔道歴が1年強に過ぎなかったことからすれば、柔道の初心者(又はそれに準ずる者)であったというべきである。

したがって、C教諭は、Xの受身の習得状況を適宜確認すべきだったにもかかわらず、Xに対し特別な指導又は助言を行わなかった。

ウ Xは、平成20年5月20日、T病院を受診し、約2週間の安静を要するとの診断を受けたので、C教諭に対し、本件柔道部での活動中の負傷

についてT病院で上記の診断を受けたことを報告するとともに、本件診断書を提出した。

したがって、C教諭は、Xに対し、死亡や四肢麻痺を生ずる危険性が高い5月の頭部外傷の危険性について十分な安全指導を行い、さらに、Xの担当医の意見を聴くなどした上で、Xが柔道の練習に復帰しても問題がないことを確認してから、本件柔道部の練習に復帰させるべきであった

にもかかわらず、これを怠り、Xに対して十分な安全指導を行わず、特段の措置を講ずることなく、Xを本件柔道部の練習に復帰させた。

エ 本件合宿は、本件柔道部の練習よりも厳しいものであったため、合宿3日目になると、本件柔道部の女子選手には疲労が溜まっており、Xは、本件事故当日、体調不良であり、同日午前中の練習において、肘に痛みを感じていたことか



ら、これをC教諭に伝え、練習を休みたい旨を申し出ていた。また、本件練習試合の対戦相手は、小学校のころから柔道少年団に所属し、小・中学校で試合に出場し、中学生で初段を取得しており、Xの柔道の実力との差が大きかった。

したがって、Xに5月の頭部外傷が生じていたことを併せ考えれば、C教諭は、Xに本件練習試合をさせるべきではなく、仮に本件練習試合をさせるとしても、本件練習試合前に対戦相手に対し、Xの頭部を強打しないように注意を喚起したり、寝技形式で試合を行うよう要請すべきであったにもかかわらず、これらを怠り、Xに本件練習試合をさせた。

(2) Yの主張

ア 以下のとおり、本件顧問教諭らには、Xらが主張するような安全配慮義務違反ないし過失はなかった。

イ 本件柔道部では、入部後、最初の1週間については、集中的に受身だけの練習をさせている上、その後も練習の始めには必ず受身の練習を行っており、C教諭は、部員にその技能レベルに配慮した練習を課していた。特に、初心者については、受身をより実践的に修得することを目標とした別メニューを組んでいた。

Xは、少なくとも150日以上の間、本件柔道部の練習に参加した上、公式戦にも5回出場しており、Xが参加した本件合宿に先立って平成20年7月末に開催された合宿においても、C教諭は、Xの受身等の基本技術の修得に特段不十分さを感じることなく、同年9月には、Xが初段を取得するための昇段審査を受験する予定もあったものであるから、その技能は柔道の初心者という程度のもではなく、また、Xの受身の修得が特に不十分ということとはなかった。また、Xは、首の筋力が弱く、頭部を壁にぶつけることが多かったということもないのであって、本件合宿でも、受身に失敗して頭部を打ち付ける場面が確認されていないことからすれば、本件事故当時、少なくとも試合を行うことができるレベルの受身の技能を修得していたことは明らかである。

ウ XがC教諭に提出した、5月の頭部外傷に

係る本件診断書には、約2週間の安静を要するとの記載がなされていたことからすれば、2週間安静にしていれば治癒し、治癒したならば再び柔道ができるだろうという認識を持つのは一般的に常識の範囲内である。そして、C教諭は、Xから、同月24日、通院の結果大丈夫だったとして練習再開の申し出を受け、さらには同年6月ころ、「完全復活ですよ先生。柔道してよいってお医者さんが。」と聞いたことから、5月の頭部外傷が治癒したもの信じ、本格的に練習に復帰させたものである。なお、5月の頭部外傷の程度は、軽度なものであり、遅くとも同年6月26日には治癒していたというべきである。

エ 5月の頭部外傷に罹患してから本件事故に至るまで、C教諭がXから頭痛や右手の異常等の申し出を受けたことはなかった。また、本件事故当日、C教諭がXの健康状態の確認をしたところ、肘に痛み（ただし、可動域が制限されるとか腕に力が入らないというほどのものではなかった。）があるとのほかは、体調が不良であるとの申立てはなく、Xは「いくらか大丈夫そうなのでやります。」と述べた。また、本件合宿における練習メニューは、本件柔道部の練習メニューよりも極端に多いわけではなく、練習が午前と午後にわたる場合であっても、休憩時間を2時間設けるなどの配慮がなされており、本件柔道部の練習を積んでいる女子生徒であれば通常耐え得る程度の練習量であった。さらに、本件練習試合の際、Xが対戦相手に技を掛けていることや、試合途中で審判から、「待て。」が掛かったことなどの試合経過からみても、Xと対戦相手との実力に大差があったわけではない。

5 裁判所の判断

(1) 争点①（過失の有無）について

札幌地裁は以下のとおり判示して、顧問教諭らの安全配慮義務違反による過失を認定しました。

ア 教育活動の一環として行われる学校の課外の部活動においては、生徒は担当教諭の指導監督に従って行動するのであるから、指導教諭は、で

きる限り生徒の安全にかかわる事故の危険性を具体的に予見し、その予見に基づいて当該事故の発生を未然に防止する措置を採るべきである。とりわけ部活動において、柔道の指導に当たる教諭は、柔道が互いに相手の身体を制する格闘技能の修得を中心として行われるものであり、投げ技等の技を掛けられた者が負傷する事故が生じやすく、ラグビーと並んで部活動における死亡確率及び重度の負傷事故の発生確率が他の種目と比較して有意に高いものであって、年間2名ないし3名程度の死亡者が存在するという状況にあることから、生徒の健康状態や体力及び技量等の特性を十分に把握して、それに応じた指導をすることにより、柔道の試合又は練習による事故の発生を未然に防止して事故の被害から当該生徒を保護すべき注意義務を負うというべきである。

イ これを本件についていえば、本件柔道部の指導教諭である本件顧問教諭らには、本件合宿に参加したXの健康状態や体力及び技量等の特性を十分に把握して、それに応じた指導をして、柔道の試合又は練習から生ずるXの生命及び身体に対する事故の危険を除去し、Xがその事故の被害を受けることを未然に防止すべき注意義務があったというべきである。

ウ 急性硬膜下血腫は、外傷により脳と硬膜の間に血腫が広がった病態であって、重症の急性硬膜下血腫についてはスポーツに復帰することは不可能であり、軽症の急性硬膜下血腫についても、血管が内膜、中膜及び外膜を含めて通常の強度を再度獲得するには最低でも1、2か月は必要である上に、受傷前と全く同様の強度を得られるとは限らず、短期間でスポーツに復帰することは、いわゆるセカンドインパクトシンドローム（一度衝撃によりダメージを受けた脳に対して2回以上の同様のダメージを受けることによって軽症であった患部のダメージが広がり致命的になる症候群）を惹起する可能性があることが認められる。

XのT病院の担当医師であるW医師は、Xの柔道への復帰について、最低でも1、2か月はかかり、1、2か月程度経過すれば、頭を打つ可能性がないような軽い練習程度は可能となるが、それ

でも頭を打つ可能性がある投げ技の練習や試合等への参加はすべきではなく、本格的な練習や試合への復帰については、半年程度経過後と考えており、Xに対し、できれば柔道はしない方がよいと伝えていたことが認められる。

エ そして、前記の急性硬膜下血腫の一般的な危険性に照らせば、本件柔道部の指導教諭である本件顧問教諭らにおいては、Xに急性硬膜下血腫が生じたことを認識した以上、本件事故当時において、Xが頭部に衝撃を受けた場合の危険性が格別に高いことを当然に認識すべきであった。

オ 5月の頭部外傷による危険性に加えて、Xは、平成19年4月ころ、本件柔道部に、当初マネージャーとして入部して活動していたものであり、同年6月ころに選手として本件柔道部に参加するようになってから本件事故までの期間は約1年2か月であり、Xが柔道の練習を積んだ期間は特別長いものではない。本件柔道部において、Xが選手となった後1週間集中的に受身の練習を行っていること及び5回の公式戦に出場しており、平成20年9月には初段の昇段審査を受験予定であったことを踏まえても、受身を含む柔道の技能はさほど高くなかったものといわざるを得ない。

カ 練習試合においては、対戦相手からどのような技を仕掛けられるか予想することは困難であるし、とりわけ、本件のような他校の学生との合同合宿における練習試合にあつては、対戦相手としても、Xの技量を把握しないままに試合を行うこととなるため、手加減をすることも困難である。実際、本件練習試合における対戦相手は、小学校のころから柔道少年団に所属し、小・中学校と試合に出場し、中学生で初段を取得していたものであり、Xとの間には、相当程度の技能格差もあったことが窺われる。

このことに、前記のとおりXの受身を含む柔道の技能がさほど高くなかったことを併せ考慮すれば、Xを本件練習試合に出場させた場合、対戦相手から、Xが十分に対応できない技を仕掛けられて頭部を打ち付けるなどする可能性が相応にあったものと認められる。

キ 以上によれば、Xを本件練習試合に出場させた場合、対戦相手から、Xが十分に対応できない技を仕掛けられて頭部を打ち付けるなどする可能性が相応にあり、Xが頭部を打ち付けた場合には、Xに重篤な結果が生じる危険性は、格別に高いものであったといえ、本件顧問教諭らもかかる危険性を予見し得たといえる。

したがって、本件顧問教諭らは、少なくともXを本件練習試合に出場させるべきではなかったにもかかわらず、これを怠り、漫然とXを本件練習試合に出場させた過失（以下「本件過失」という。）があるといふべきである。

(2) 争点②（過失相殺）について

Yは、Xが平成20年6月ころ、C教諭に対し、「完全復活ですよ先生。柔道してよってお医者さんが。」との趣旨の発言をしたため、C教諭は、Xが治癒したと信じて、本格的に練習に復帰させたと主張し、さらに、甲についても、Xが平成20年5月20日に受診して以降、全ての受診に立ち会い、医師の診断を全てXとともに聞いてきたにもかかわらず、医師の診断内容を全くC教諭に説明することはなく本件事故について重大な責任があるとして、X側の過失相殺を主張しましたが、札幌地裁は以下のように判示して、過失相殺の主張を認めませんでした。

（判示内容）

しかしながら、そもそも高等学校における部活動として行われる柔道の練習試合に出場させることの当否は、まずもって柔道部の顧問教諭らの指導者において、生徒の健康状態や体力及び技量等の特性を十分に把握した上で判断すべき事柄であるところ、Xは、5月の頭部外傷の事実が記載された本件診断書をC教諭に提出しており、本件顧問教諭らは、本件診断書の記載からXが頭部に衝撃を受けた場合の危険性が格別に高いことを当然に認識するべきであったし、少なくとも、C教諭においては、急性硬膜下血腫の危険性を実際に認識していたのであるから、X又は甲から積極的にさらなる情報を提供すべき状態にあったということとはできない。

そして、XがC教諭に対し、「完全復活ですよ

先生。柔道してよってお医者さんが。」との趣旨の発言を行った事実は認めることができない上、Xが未だ高校生であることからすれば、Xにおいて、C教諭に対し、W医師がXに行った5月の頭部外傷の危険性についての説明を正確に再現して説明していなかったとしても、かかる事実をもって、本件顧問教諭らに対する情報提供につき、Xに過失があるということまではできない。

6 本判決の意義

(1) 技能を競い合う格闘技である柔道には、本来に一定の危険が内在していますから、教育活動の一環として行われる課外の部活動としての柔道の指導、特に、心身共に未発達な中学校の生徒に対する柔道の指導にあつては、その指導に当たる者は、柔道の試合又は練習によって生ずるおそれのある危険から生徒を保護するために、常に安全面に十分な配慮をし、事故の発生を未然に防止すべき一般的な注意義務を負っています（最高裁判平成9年9月4日第一小法廷判決・本誌189号88頁）。

学校の部活動中の事故の中では、柔道に関するものが最も多く最近でも多数の裁判例があります。

たとえば、東京高裁平成25年7月3日判決（判時2195号20頁）では、柔道を始めて1か月ほどしか経っていない高校1年生の柔道部員が試合前のウォーミングアップ練習において他の柔道部員に投げられた際に急性硬膜下血腫を発症した事案について、顧問教諭が練習方法等について十分な指導をしていないこと、被害生徒が準備運動すらしていないことなどから学校側の責任を認めています。また、中学1年生の柔道部員が柔道部の練習中に頭部を負傷して急性硬膜下血腫により死亡した事案について、大津地裁平成25年5月14日判決（判時2199号68頁）では、柔道の指導に当たる者は「部員の健康状態を常に監視し、部員の健康状態に異常が生じないように配慮をし、事故の発生を未然に防止すべき注意義務を負い」と判示しています。

(2) 本判決も、柔道が、ラグビーと並んで部活動

における重度の負傷事故が多いことから、指導に当たる教諭が生徒の健康状態や体力等を十分に把握しておかねばならないこと、特に急性硬膜下血腫のように重篤な障害を惹起するような病態が生じたことを認識した場合には、練習を再開させることについて最大限の注意を払うべきである旨判示しております。ただ、Xは高校2年生であり、かつ、1年生の時から柔道の練習を行っていて対外試合の経験もあり、本件事故から1か月後には昇段審査を受ける予定であったことからすれば、年齢的にも柔道の経験年数からしても、上記2つの裁判例と比較して学校側が負うべき注意義務の程度は異なるべきであって、練習試合中の偶発的な事故についてまで学校側が結果責任を負うことになってしまう結論には納得できない部分も存在します。また、本判決がXの受身を含む柔道の技能はさほど高くなかった旨認定していることについても上記のようなXの経験内容からすれば若干疑問を感じざるを得ません。

しかし、たとえ受身に習熟していても、柔道の技として使用が許されている大外刈という技が頭部強打の危険性を伴うこと、すなわち、柔道には常に頭部強打の危険があって、Xが罹患した急性硬膜下血腫という病態の特殊性や学校側が罹患の事実について認識していたことも考え併せるなら、本判決がXの健康状態を十分把握せずに練習試合に出場させた学校側の過失を認めたことは、結論としては相当と考えます。

(3) Yは、Xが「完全復活ですよ先生。柔道してよってお医者さんが。」と発言し、自ら練習再開を申し出てきたことをもって、学校側の免責事由あるいはX側の過失相殺事由に当たると主張しましたが、本判決は高等学校における部活動として行われる柔道の練習試合に出場させることの可否は、まずもって柔道部の顧問教諭らの指導者において、生徒の健康状態や体力及び技量等の特性を十分に把握した上で判断すべき事柄であること、Xがまだ高校生であるから頭部外傷の危険性についての医師の説明を正確に再現して説明していなかったとしても過失があるとはいえないと判示しております。

したがって、柔道の指導に当たる教諭は、中学生についてはもちろんのこと高校生についても生徒の健康状態に常に配慮し、特に本件のように重篤な病態についての診断書が提出された場合には、練習再開に当たっては、生徒の申告のみではなく医師や保護者に確認することが必要と考えざるを得ませんし、合宿参加の際には必ず保護者の承諾書を取得しておくことが必要となります。

(4) 文部科学省発行の学校体育実技指導資料第2集「柔道指導の手引(三訂版)」には、授業を始める前には、まず柔道場の安全点検をすること、生徒の健康状態を把握すること、柔道の基本動作や受身などを組み入れた準備運動を十分行うことなどの詳細な指導事項が記載されております。

高等学校では、体育の授業と異なり、課外の部活動については練習内容を生徒の自主性に委ねがちとなる傾向がありますが、柔道の指導教諭は、文部科学省の指導内容に基づいた練習内容となっているかどうかを日頃から十分確認しておき、生徒の体力や技の習得の程度に応じた適切な練習法を指導することに留意すべきです。

平成24年4月から全国の中学校で武道の授業が必修となり、柔道を選択している学校も多いと思いますが、学校関係者は柔道には死亡や重度の後遺障害という重大なリスクが存在することに十分注意して生徒の保護、指導を行うことを願ってやみません。

佐々木 泉 顕

(弁護士)

小 山 裕

(北海道町村会)